

長瀬町にお住まいの方の 水道基本料金を減免します

長瀬町は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症や国際情勢等に起因する物価高騰対策として、令和5年10月から令和6年1月までの請求分を対象に、水道料金のうち上水道基本料金を減免する生活支援を行います。

減免の対象者

長瀬町内に水栓住所があるお客様が対象です（個人・法人問わず）。

（ただし、官公署及びこれらに属する施設は対象外となります。）

減免の内容

水道料金のうち上水道基本料金を減免します。

メーター口径 13 mm～150 mmの基本料金の全額（裏面を参照）

※検針票の金額は減免後の金額です。

減免の対象期間

令和5年10月から令和6年1月請求分が対象です。

検針が奇数月の方：令和5年10月及び令和5年12月請求分が対象です。

検針が偶数月の方：令和5年11月及び令和6年1月請求分が対象です。

裏面もご覧ください

減免の手続き

今回の減免については、手続きは一切不要です。

ご注意ください！！

減免の手続きについて、町役場や水道局から電話がかかってくる、訪問したり、銀行やATMへ誘導することはありません。

減免金額(税込み)

メーター口径	基本料金 (1検針・2か月分)	減免額 (2検針・4か月分)
13mm	2,156 円	4,312 円
20mm	4,026 円	8,052 円
25mm	5,830 円	11,660 円
30・40mm	12,078 円	24,156 円
50mm	22,000 円	44,000 円

※長瀬町では減免対象になる75mm以上のメーター口径はありません。

◎お問い合わせ

- ・減免制度に関すること

長瀬町町民課 ☎66-3111内線126

- ・水道料金に関すること

ちちぶ広域水道お客様センター ☎25-5221